

# 成長分野等人材育成支援事業（移籍特例）の 奨励金制度の見直しを行いました

## 制度概要

成長分野等人材育成支援事業（移籍特例）は、健康、環境分野および関連するものづくり分野（以下、成長分野等）の事業主が、労働者を移籍（※1）により受け入れ、その労働者にOff-JTのみ、またはOff-JTとOJT（※2）を組み合わせた職業訓練を行う場合に、訓練費を助成する奨励金制度です。

※1 移籍とは、移籍元事業主との労働契約関係を終了させて、これを完全に移籍先事業主に移行させること。移籍については、移籍元事業主と労働者の間で個別的同意が必要。

※2 Off-JT：通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT：労働者に仕事をさせながら行う職業訓練

### 【助成内容】

●Off-JTについて	事業主が負担した訓練費用
●OJTについて	対象労働者1人につき1時間当たり600円

職業訓練1コース当たりの上限は、合計20万円（※）、1人当たり3コースまで助成対象になります。 ※ 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

## 見直し内容

- **対象労働者が雇用されていた移籍元事業主の業種は問いません。**  
(これまで、成長分野以外の産業に限定)
- **対象労働者が移籍元事業主のもとを離職し、移籍先事業主に雇い入れられるまでの期間を6カ月以内とします。**  
(これまで、3カ月以内)
- ◆ **支給申請手続・要件の簡素化も行いました。**
  - 複数の対象労働者に同一の訓練を実施する場合は、**訓練計画を一つにまとめて作成**することが可能です。
  - 訓練開始から最低6カ月以上経過しなければ支給申請できなかったところ、**訓練終了後ただちに申請が可能**です。



## 支給対象分野

下の一覧表の産業分類に該当する事業を行っている場合に、支給対象となります。  
これらの事業のほかに、該当しない事業も行っている場合には、該当する事業についてのみ支給対象となります。

成長分野等一覧表（日本標準産業分類）	
大分類A → 中分類02 - <b>林業</b>	
大分類D - <b>建設業</b>	このうち、健康や環境分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E - <b>製造業</b>	このうち、健康や環境分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康や環境分野に関する事業を行う事業所と取引関係があるもの
大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 - <b>電気業</b>	
大分類G - <b>情報通信業</b>	
大分類H - <b>運輸業・郵便業</b>	
大分類L - 中分類71 - <b>学術・開発研究機関</b>	このうち、健康や環境分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804 - <b>スポーツ施設提供業</b> 例) フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246 - <b>スポーツ・健康教授業</b> 例) スイミングスクール	
大分類P - <b>医療、福祉</b>	
大分類R → 中分類88 - <b>廃棄物処理業</b> 例) ごみ処分量	
<b>その他</b> (上記以外)	このうち、健康や環境分野に関する事業を行っているもの 例) エコファンド

※ 「建設業」「製造業」「学術・開発研究機関」「その他」については、環境分野や健康分野に関する建築物を建築するなど、一覧表に掲げる要件を満たす事業を行っている場合に限りです。

こんなときは・・・

### ケース1

Q: Webコンテンツ事業を行っていますが、該当しますか？

A: 情報通信業になりますので、該当します。

### ケース2

Q: 建設業で、エコ住宅の建築を行っていますが、該当しますか？

A: 該当します。

### ケース3

Q: 製造業で、車の部品を作っていますが、該当しますか？

A: エコカーを作る会社から、エコカーの部品を受注している場合であれば該当しますが、そうでなければ該当しません。

※ エコ家電を作る会社から、エコ家電の部品を受注している製造業の場合も該当します。

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 職業訓練コース・職業訓練計画

職業訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。職業訓練計画は、Off-JTだけでなくOJTを含めることができ、以下の要件を満たすことが必要です。

1. 対象労働者ごとに作成した訓練計画であること（※）
2. 成長分野等の業務に関する訓練であること
3. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること  
(助成対象の上限は、対象労働者1人当たり3コース)
4. **職業訓練計画の実施期間が、1年以内であり、遅くとも平成24年度末までに受給資格認定申請を行い（4ページ参照）、その日から6カ月以内に訓練を開始するものであること**  
※ 複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施する場合は職業訓練計画を一つにまとめて作成することも可能

◆OJTによる職業訓練を行う場合、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも1コースにはOff-JTによる訓練が含まれていること
- ② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること
- ③ OJTによる職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の9割以下であること

## 支給対象となる訓練コース

◆成長分野等の業務に関する訓練であれば広く支給対象コースとなります。**対象外**となるものの具体例は以下のとおりです。

### 【支給対象外となるもの】

- ① 趣味教養を身に付けることを目的とするもの  
(例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室)
- ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの  
(例：接遇・マナー講習など社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習)
- ③ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの  
(例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会)

## 支給対象となる訓練経費

### 【Off-JT】

#### ● 事業所内訓練

- ① 外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当  
(所得税控除前の金額。旅費・車代・食費・宿泊費などは対象外)
- ② 施設・設備の借上料  
(教室・実習室の会場借料、マイク・ビデオなど訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用したことが確認できるもの)
- ③ 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書などの購入または作成費  
(支給対象コースのみで使用するもの)

#### ● 事業所外訓練

受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から事業主が「認定訓練助成事業費補助金」を受けている場合の認定訓練の受講料は支給対象外)

【OJT】 訓練内容にかかわらず、対象労働者1人につき1時間当たり600円を助成

# 支給対象となる事業主の要件

この制度では、**1. 職業訓練計画を作成して認定を受けるとき**、**2. 職業訓練計画に基づいて訓練を実施した後に支給申請するとき**、の計2回、都道府県労働局またはハローワークで以下の要件を確認します。

## 1 職業訓練計画の認定を受けるとき（受給資格認定申請）

### (1) 成長分野等の事業を行う事業主であること

(対象分野については、2ページの「成長分野等一覧表」をご覧ください。)

### (2) 次の①～⑤のいずれにも該当する労働者を、平成23年10月31日以降に移籍により雇用保険被保険者として新規に雇入れ、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること

- ① 移籍元事業主において1年以上雇用保険被保険者として雇用されていた労働者であること
- ② 移籍元事業主における離職日より前に移籍元事業主との間に移籍の同意がある労働者であること(※1)
- ③ 移籍元事業主における離職日の翌日から起算して6か月以内に移籍先事業主に雇入れられた労働者であること
- ④ 移籍先事業主における雇入れ日の前日から起算して3年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、移籍先事業主において雇用保険被保険者として就労したことがないこと
- ⑤ 以下のア～ウいずれかに該当するA・B2社間での移籍により雇入れられた労働者でないこと

ア A社の総株主または総社員の議決権の過半数をB社が有していること

イ ア以外で、総株主または総社員の議決権の保有状況などからみて、A社とB社が密接な関係にあると認められること

ウ A社とB社の取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、または取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること

※1 移籍にあたっては、上記②に加えて移籍先の業務内容や労働条件などについて、労働者と移籍元事業主との間で合意していることが必要です。

※2 ⑤のアからウに該当しない場合であっても、次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合は、(ア)または(イ)に、(ウ)から(キ)までの基準を加えて判断します。

(ア) 出資について、50%には満たないが相当程度の割合の出資を行っていること

(イ) 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること

a 代表者が親子、兄弟など近親者であること

b 一方の会社の代表者が他方の会社の取締役を兼務していること

c 両方の会社の取締役を兼務する者が複数いること

(ウ) 人事、経理、労務管理、労働条件などの決定に関与していること

(エ) 人的交流が恒常的に密であること

(オ) 場所的に業務遂行の区別が不明確であること

(カ) 連結決算の方法がとられていること

(キ) 常時50%を超える取引が行われていること

### (3) 対象労働者の移籍について、移籍元事業主と合意が成立している事業主であること

### (4) 一定の要件を満たした職業訓練計画(3ページ参照)を作成していること

◆そのほか、以下のことも確認します。

㊦ 雇用保険の適用事業主であること

(民間の事業者のほか、公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人なども含みます)

㊧ 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任調書を提出していること

(選任していない場合は、受給資格認定申請の際に選任してください)

## 2 支給申請するとき

- (1) 受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づき、訓練を実施したこと
- (2) 対象労働者が訓練コースの総訓練時間の8割以上を受講していること
- (3) 受給資格認定の申請日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日までの間に、**事業所で雇用する雇用保険被保険者を、事業主都合により解雇<sup>(※)</sup>していないこと**

※ 天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能（事業の一時休止を含む。）となったことまたは労働者の責めに帰すべき理由による解雇は除きます。

◆そのほか、以下のことも確認します。

- ㊦ 支給申請の前々年度より前のいずれかの保険年度に、**労働保険料を滞納していないこと**
- ㊧ 受給資格認定の申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、他の奨励金などを**不正受給していないこと**。また、支給申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、**労働関係法令の違反を行っていないこと**
- ㊨ 対象労働者を雇い入れる事業所において、支給決定などに必要な書類を整備・保管していること

### 受給までの流れ

#### ① 受給資格認定申請

職業訓練計画を作成し、必要書類とともに労働局またはハローワークに提出

#### ② 認定

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、**訓練開始1カ月前までに申請してください**

労働局またはハローワークは、職業訓練計画を認定（または不認定）し、事業主に通知

[認定の場合]

職業訓練の開始

#### ③ 訓練実施

計画期間は1年以内。  
平成24年度末までに①の認定申請を行い、  
その日から6カ月以内に訓練を開始してください。

職業訓練の終了

訓練計画期間終了後2カ月以内に必要書類をそろえ、  
支給申請してください。訓練計画期間内に実際の職業  
訓練が早く終了した場合は、実際の訓練終了後から支  
給申請をすることができます。

#### ④ 支給申請

労働局またはハローワークに支給申請

#### ⑤ 支給決定

中央職業能力開発協会から事業主に支給（または不支給）決定通知書を送付  
支給決定額を振込（支給決定の場合）

## 必要書類 1

### 1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

①	成長分野等人材育成支援奨励金受給資格認定申請書（様式第1-2号）
②	成長分野等人材育成支援奨励金職業訓練計画（訓練コース）（様式第2-3号）
③	職業能力開発推進者選任調べ（写）
④	雇用保険適用事業所設置届（写）
⑤	移籍先事業主の定款、会社案内、事業報告（計画）書、会社設備概要などの移籍先事業主が成長分野等に該当する事業を行っていることを証明する資料
⑥	移籍先事業主の登記事項証明
⑦	移籍先事業主の有価証券報告書、株主名簿などの移籍元事業主との関係について、独立性を有することを確認できる書類および申立書（様式第18号）
⑧	<p>対象労働者の移籍について移籍元事業主と移籍先事業主の合意が成立していることを確認できる書類（次のア～オの事項を記載したもの）</p> <p>ア 移籍元事業主および移籍先事業主の名称並びに所在地</p> <p>イ 移籍合意日</p> <p>ウ 対象労働者の氏名および移籍（予定）年月日</p> <p>エ 移籍先事業主における処遇（採用職種、賃金、労働条件等）</p> <p>オ アからエについて、移籍元事業主および移籍先事業主が合意していることを証明した印</p>
⑨	事業所一覧（様式第17号）
以下の書類については、対象労働者をまだ雇い入れていない場合などで受給資格認定時に提出できない場合は、支給申請時に添付してください。	
⑩	対象労働者本人が移籍元事業主との間で移籍について同意していることを確認できる労働条件等申立書（様式第8号）
⑪	雇用契約書または雇入れ通知書（写）
⑫	OJT担当講師の経歴書（OJTを実施する場合のみ）
⑬	対象労働者一覧表（様式第19号）（複数の対象労働者に同一の職業訓練を実施した場合で、認定申請書の一つにまとめて作成する場合に必要）

必要に応じて、その他の書類の提出または提示をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

## 必要書類 2

2. 支給申請手続きに必要な書類	
①	成長分野等人材育成支援奨励金支給申請書（様式第6-2号）
②	②成長分野等人材育成支援奨励金申請額内訳（様式第7-3号）
③	③受給資格認定通知書（写）
④	④Off-JTの実施内容などを確認するための書類（目的、内容、実施期間、場所などが分かる書類 [事前に対象者に配布したもの] やカリキュラムなど）
⑤	<p>Off-JTに要した経費などを確認するための書類</p> <p><b>◆事業所内でOff-JTを実施した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当（所得税控除前の金額）を支払ったことを確認するための書類（講師の略歴、領収書 など）</li> <li>・施設・設備の借上料を支払ったことを確認するための書類</li> <li>・学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入・作成費を支払ったことを確認するための書類（品名、単価、数量を明記した領収書 など）</li> <li>・訓練の受講者数を確認するための書類</li> </ul> <p><b>◆事業所外でOff-JTを実施した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講に際して必要となる入学金・受講料・教科書代などを支払ったことを証明するための書類（領収書、受講料の案内 など）</li> <li>・訓練の受講者数を確認するための書類</li> </ul>
⑥	Off-JT実施状況報告書（様式第7-4号）
⑦	OJT実施状況報告書（様式第7-5号）
⑧	6ページの⑩～⑬に掲げる書類のうち、受給資格認定申請時に提出していないもの

必要に応じて、その他の書類の提出または提示をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。



## ご注意



- この奨励金は、1年以内の職業訓練終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。